

## 後期：現代キリスト教思想研究2——現代あるいはポストモダン

オリエンテーション+研究発表

1. 解釈学的神学と現代思想
2. 政治神学1——シュミットとモルトマン
3. 解放の神学1——フェミニスト神学1
4. 解放の神学2——フェミニスト神学2
5. 政治神学2——アガンベン
6. 政治神学3——ジジェク 11/14
7. 研究発表 11/21
8. 研究発表 11/28
9. 研究発表 12/5（予備：1/9）
10. 解放の神学3——黒人神学 12/12
11. 解放の神学4——アジア 12/19 12/26は休講（東京出張）
12. 宗教の神学とヒック 1/16
13. エコロジーの神学 1/23

## &lt;前回&gt;マクフェイグ

1. フェミニスト神学キリスト論：
  - キリスト象徴の具体的内容は神学的には二次的なものにすぎないと判断してよいのか。
2. マクフェイグの隠喩神学：
  - 神学における象徴や隠喩の意義を論じ、その上でフェミニスト神学の問題にも論究。
3. 神学する新しい感受性、
  - 「相関の方法」（ティリッヒ）：問い（状況）と答え（メッセージ）
  - ・神学が神学として成り立つための条件の一つ：時代状況に対する適切な感受性を有していること。マクフェイグ、三つの「新しい感受性」（McFague, 3-28）
    - 1) 全体論的でエコロジカルな意識
    - 2) 地球の運命に対する人間の責任の自覚
    - 3) 人間が構築する思想はすべて隠喩的であり、それゆえ部分的で不確かな性格を免れていないという意識。
5. 神学言語の隠喩的性格
  - ・神学的概念や理論体系は象徴・隠喩・モデルに基づいている。
  - ・マクフェイグ：神学言語の隠喩性の持つ積極的側面
6. 隠喩とモデル（cf. リクール『生きた隠喩』岩波書店）
  - ・隠喩：語のレベルでの意味の移動（多義性）に還元できるものではなく、むしろ経験の拡張に関係する文（判断、解釈）のレベルの言語現象。
7. 隠喩・モデルの複数性
  - ・キリスト教の伝統の中には、神あるいはキリストに関して、多様な隠喩表現やモデルが存在してきた。
  - ・同一の対象に対して異なった複数の隠喩表現あるいはモデルが適用されることは論理的矛盾ではない（神の異なった諸モデルの間には、異なった神概念の場合とは違って、論理的排他性を設定する必要はない）。隠喩・モデルとは、本来不適當な、部分的かつ不十分な語り方。
  - ・隠喩とモデルの複数性・多様性は単一の隠喩表現に単純化できない。
    - モデルの複数性は同一の神に対する人間の関わり方の歴史的文化的な多様性に即応している。
  - ・問われるべきこと：どれか一つのモデルのみを絶対化し、他のモデルを排除することではなく、それぞれの歴史的文化的状況に対してどのモデルが相応しいのか、個々のモデルがキリスト教の伝統においてどのように機能してきたのか、を的確に判断すること。

## 8. 隠喩・モデル選択とその条件（伝統と状況）

モデルの選択基準、選択の適切性。マクフェイグが採用する基準は、ティリッヒの「相関の方法」の定式に従っている (ibid.,p.41)。

## 5. 政治神学 2 —— アガンベン

### (1) シュミットの主権・例外（復習）

#### 1. シュミット『政治的なものの概念』

「いずれにせよ、重大事態をふまえての結束だけが、政治的なのである。……したがって、政治的単位は、およそそれが存在するかぎりつねに、決定的単位なのであって、かつ、例外的事態をも含め、決定的事態についての決定権を、概念上必然的につねに握っていないてはならない、という意味において『主権をもつ』単位なのである。」(シュミット、1922、36)

#### 2. 政治（友・敵の敵対構造）にとって主権（決定的事態における決定遂行の権限）は論理的に不可避的である。主権：「人間の物理的生命を支配する」権力であり、それは、「刑の判決の形で、人間の生死を意のままにする権限、すなわち生殺与奪の権」を含むものである。

↓

#### 3. 法秩序の内部にありながら、法秩序を超える。＝例外

主権が行使する権力について。「いかなる正統性・合法性といえども、そのために人間が殺りくし合うことを正当化することはできない」し、「倫理的・法的規範をもってしても、戦争を理由づけることはできない」(同、54)。

### (2) アガンベンの政治哲学とホモ・サケル

#### 4. シュミットの主権論あるいは「原初的な政治的構造」(アガンベン、1995、107)。

シュミットの主権論 → 逆説と例外という論理構造

#### 5. 「主権の逆説は次のように言い表される。『主権者は、法的秩序の外と内に同時にある』。主権者は事実、例外状況を布告し、それによって秩序の効力を宙吊りにするという権力を法的秩序によって認められている者である。だとすれば、主権者は『法的秩序の外にありながら、法的秩序に所属している。というのは、憲法が全面的に宙吊りにされうるかどうかの決定は彼に任されているからである』。『同時に』という正確を期した表現は、ありきたりのものではない。主権者は、法の効力を宙吊りにする合法的な権力をもつことによって、合法的に、法の外に身を置く」(同、25)、「シュミットによれば、主権による例外化において問題になっているのは法的規範のもつ効力の可能性の条件そのものであり、また、国家の権威の意味そのものでもあるからだ。主権者は例外状態を通して『状況を創造し保証』する。」(同、28)

#### 6. 主権の論理構造：「法的秩序の外と内」の「同時」の逆説性。

しかし、法という意味システムを根拠付けるものは何か？

システムの根拠付けをシステム内部から行なう際に発生する逆説（無限遡及のパラドックス）。「現代の思考はあらゆる領域で例外の構造に直面している。したがって、言語活動による主権の要求とは、意味を外示と一致させようとする企てである」(同、40)。意味と外示 → 意味と指示、言語の内と外

芦名定道『ティリッヒと現代宗教論』北樹出版、1994年、86-99頁。

#### 7. 暴力や欲望との連関。

「法は法でないもの（たとえば自然状態としての純粋な暴力）を、法が例外状態において潜勢的な関連をもつものとして自らを維持することを可能にするものとして前提する。主権による例外化（自然と法権利とのあいだの不分明地帯としてのの）とは、法的参照を宙吊りにするという形で法的参照を前提することである」(同、33)、「主権者とは、

暴力と法権利のあいだが不分明になる点であり、暴力が法権利へ、法権利が暴力へと移行する境界線だ、ということである。」（同、50）

8. 「ホモ・サケル」(Homo Sacer)。古代ローマの文献（ポンペイウス・フェストゥス『言葉の意味について』）に登場する「聖なる人間（ホモ・サケル）」という謎めいた形象——「誰もが処罰されずに殺害することができたが、彼を儀礼によって認められる形で殺害してはならなかった」——から、政治と宗教の関係性の原初形態へ。

近代的な政教分離の二元論のもとで覆い隠される以前の歴史的状況に遡り考察を行う戦略。

9. 「聖なるものという語の最古の意味が参照している政治的一法的現象を説明することを可能にするものは、聖なるものという大まかな宗教的範疇がもつとされる両価性などではない。その反対なのであって、政治的なものの圏域と宗教的なものの圏域をあらかじめ綿密に画定しておくことによってはじめて、両者の錯綜と複雑な関係の歴史を理解することができるのだ。」（同、116） → R.Otto 批判

10. 「聖化は二重の例外化をなしている。それは人間の法からの例外化であるとともに神の法からの例外化であり、宗教的領域からの例外化であるとともに世俗的領域からの例外化でもある」（同、118）、「ホモ・サケルは、犠牲化不可能性という形で神に属し、殺害可能性という形で共同体に包含される。犠牲化不可能であるにもかかわらず殺害可能である生、それが聖なる生である。」（同、119）

11. 主権とホモ・サケル（例外における同型性）。

「主権の圏域とは、殺人罪を犯さず、供犠を執行せずに人を殺害することのできる圏域のことであり、この圏域に捉えられた生こそが、聖なる生、すなわち殺害可能だが犠牲化不可能な生なのである」（同、120）、「一方の極にある主権者とは、彼に対してはすべての人間が潜勢的にはホモ・サケルであるような者であり、他方の極にあるホモ・サケルは、彼に対してはすべての人間が主権者として振る舞うような者である。その意味で、主権者とホモ・サケルは、同一の構造をもち互いに相関関係にある正反対の二つの形象を提示するものである。」（同、122）

12. 「原初的な政治的構造」から、近代へ。

「生そのものが先例のない暴力へと露出されている」（同、160）、「我々が皆、潜在的にはホモ・サケルであるからかもしれない」（同、162）。

強制収容所、全体主義、人間モルモット、安楽死、脳死（死の政治化）などの一連の問題。

13. 「剥き出しの生の空間（つまり強制収容所）へと政治が根源的に変容し」、「政治がかつてないほど全体主義的なものとして構成されえたのは、現代にあっては政治が生政治へと全面的に変容してしまっているからにはほかならない。」（同、166）

das bloße Leben(ベンヤミン) → la nuda vita

14. 「ホップズのいう自然状態は、都市の法権利とまったく関係のない、法に先行する条件なのではなく、法権利を構成し法権利に住みついている例外であり境界線である。自然状態は、万人の万人に対する戦いであるというより、正確に言えば、誰もが他の者に対して剥き出しの生でありホモ・サケルであるという状況のことなのである」（同、151）

15. ミッシェル・フーコーの「生政治 bio-politique」（『性の歴史』の第一部『知への意志』）  
古典古代ギリシャにおけるゾーエーとビオス

近代：政治はゾーエー（人々の生物学的な意味における生そのもの）の管理を統治行為の中心に置くようになる（ゾーエーがポリスの領域に侵入）。

↓

cf. アーレントの言う社会化

近代を特徴付ける「生政治」のあり方（権力が臣民の身体とかその生物学的な意味における生の営みの内部に侵入してゆく具体的な様態）は、法制度的モデル（伝統的な主権論・国家論）にもとづいて伝統的アプローチでは捉えられない。

### (3) アガンベンから政治神学へ

16. 「オイコノミア」(経綸)と政治神学：統治の二重構造、近代の統治機構を源泉に遡って理解すること(「ミッシェル・フーコーによっておこなわれた統治性の系譜に関する研究の延長線上に位置している」→系譜学、ギリシア哲学から教父思想へ)。

「本研究は、西洋において権力が、「オイコノミア(oikonomia)」という形、つまり人間たちの統治という形を引き受けるようになった、その様態と理由の様態と理由の数々を探究しようとするものである」

「三位的オイコノミアという装置が、統治機械の機能と分節化——内的分節化と外的分節化——を観察するにあたっていかに特権的な実験室たりうるかを示す」(9)

「統治機械の二重構造」「権威(auctoritas)と権力(potestas)」「オイコノミアと栄光」「権力はなぜ栄光を必要とするのか？」

「これらの問いを神学という次元へと回復してやることによって、西洋の統治機械の最終的構造がオイコノミアと栄光のあいだの関係のうちに見分けられるようになる」(10)

「権力の中心的な秘密」、「喝采や栄光の機能は、世論や同意といった近代的な形で、現代民主主義国家の政治装置の中心に依然として位置を占めている」、「同意による統治(government by consent)」(11)

17. 政治神学 対 オイコノミア神学(ポリスとオイコス)：オイコノミアと生の秩序

「テーゼの一つ」：「広い意味での政治的パラダイムが二つ、キリスト教神学に由来している」

「互いに相反するが、機能上は互いに結びついている」、「一つは政治神学である。これは、単一の神において主権的権力の超越性を基礎づける。もう一つはオイコノミア神学である。これは、主権的権力の超越性の代わりにオイコノミアは神の生の秩序であれ、人間の生の秩序であれ、内在的秩序——狭義の政治的秩序ではなく家の秩序——として構想される。政治神学のほうからは政治哲学と近代の主権理論とが生じてくる。オイコノミア神学からは近代の生政治が生じてくる。その生政治は、今日における社会生活のあらゆる面において、オイコノミア[経済]と統治の勝利を見るにまで至っている。」(13)

「政治神学的パラダイム」「カール・シュミット」「近代国家理論の重要な概念はすべて、神学的概念が世俗化されたものである」、「オイコノミア[経済]は世俗化された神学的パラダイムであるかもしれないとするテーゼは、当の神学自体へさかのぼって作用する」

(16)、「神の生と人間の歴史とがはじめから神学によって一つのパラダイムとして構想されていること、つまり神学はそれ自体からして「オイコノミア的」だということ、神学は単に世俗化を通じて後から「オイコノミア的」になるというのではないということ」

(16-17)、「歴史とは結局、政治的問題ではなく「経営」や「統治」の問題だということ」、「キリスト教信者が求める永延の生はつまるところ「国(polis)」というパラダイムのものではなく「家(oikos)」というパラダイムのもとにある」(17)

18. 近代化・世俗化をめぐる：オイコノミアと統治→経済と政治？

「ヴェーバーにとって世俗化とは、近代世界のいや増す幻滅と脱神学化の過程の示す一面である。それに対してシュミットにおいては反対に、世俗化は神学が現前しつづけているということ、神学が近代においてまさしく働きつづけていることを示すものである」、「神学的諸概念と政治的諸概念」「ある特有の戦略的關係」、「その關係は政治的諸概念をその神学的起源へと差し向けつつしるしづけるものである」(18)

「世俗化の問題をめぐる論争」、「ハンス・ブルーメンベルク、カール・レーヴィット」(20)

19. ペーターゾンとシュミット：「カテコーン」とは？(43頁も)

「世俗化に関する論争から生まれた」「秘められた問題」「カテコーンの」と定義できる神学的概念」(24)

「終末(eschaton)」を遅らせ引き止めているもの、つまり王国の到来と世界の終わりを遅らせ引き止めているものが何かあると断言、「シュミットにとっては、そのようにオク

させている要素とは帝国である。ペーターズンにとっては、それはキリストを信じることに対するユダヤ人の拒否である、「人類の現在の歴史は、王国が遅れているということにもとづく「合い間(interim)」なのである」、「前者にとっては、この遅れはキリスト教帝国の主権的権力と一致している」、「後者にとっては、キリスト教へのユダヤ人の回心がうまくいかなかったことによる王国の宙吊り、教会が歴史的に実在することを基礎づける。」(25)

「教会が存在しうるのは」「具体的終末論が取り除かれ、その代わりに「最後の物事に関する教説」が置かれているからにはほかならない」、「本当に問題になっているのは、政治神学を受け容れることができるか否かということではない。ここで本当に問題になっているのは、「具体的終末論」を遅らせ除去する、この「カテコーン」という権力の本性と身元である」、「終末」「を宙吊りにする権力をもつ出来事」「歴史において神の臨在が起こらないように大審問官が見張っている。」(26)

「ペーターズンを代表者とするこのカトリック的反ユダヤ主義の特性」「教会の実在はシナゴグの持続を基礎とする」(27)

## 20. アリストテレスと単一支配（モナルキア）→ 政治神学

「アリストテレスの『形而上学』第十二巻」「主権者が多くいるのは良くない。主権者は一人であるべきである」、「単一支配(monarchia)」、「ユダヤ教およびキリスト教という領域において、単一支配的権力に対する政治神学的な正当化がなされたが、このアリストテレスによる不動の動者という神学的パラダイムはいわばその正当化の原型になっているというのである」(28-29)、「偽アリストテレスの『宇宙論』」「古典的政治学から神の単一支配というユダヤの構想への架橋となっている」、「神はあらゆる運動の超越的原理であり、その原理はちょうど軍司令官が自分の軍隊を導くのと同一ように世界を導くものとされる」、「神とは「権力」が」「宇宙において働くにあたっての前提条件のことである」(29)

## 21. 単一支配と三位一体

「ペーターズンは」「アレイオス派に関する論争に関して、神の単一支配という政治神学的パラダイムがどのように三位性神学の展開と衝突するかを論証しようとする」、「神の単一支配に関する教義は三位性教義を前にして挫折せざるをえなかった。アウグストゥスの平和(pax augusta)の解釈はキリスト教終末論を前にして挫折せざるをえなかった」(32)、「『政治神学』のようなものはもはや、ユダヤ教や異教という土地においてしか存在することはできない」、「『政治神学』は神学的に言って不可能だということを論証しようとした」(33)

「シュミット」「ペーターズンによって分析されたこの同じ一節を用いて、いわば反対の帰結を引き出している」、「皇帝の隠喩とは、統治者や代務者を通じて自らの単一の権力を行使するという隠喩」(35)、「カッパドキア派の神学が専心していたのは、アレイオス派や同一実体派の最後の抵抗を精算すること、そして単一の実体が三つのはっきりした位格になるとする教説を作りあげること」(36)

## <参考文献>

1. C. シュミット『政治的なものの概念』田中浩・原田武雄訳、未来社、1970年。
2. ジョルジョ・アガンベン『ホモ・サケル——主権権力と剥き出しの生』以文社、2003年。
3. ジョルジョ・アガンベン『王国と栄光——オイコノミアと統治の神学的系譜学のために』青土社、2010年。
4. Colby Dickinson, *Agaben and Theology*, T & T Clark, 2011.
5. 芦名定道「現代思想と〈神〉の問い——ティリッヒからジジェクまで」、『理想』2012. No. 688、40-52頁。